

令和7年5月1日

空き家の各種支援事業の受付開始

～ 新たにシェアハウスへの改修費用が補助対象に！ ～

空き家の悩み解消を支援するため、リフォーム支援、空き家の清掃支援、状態の悪い危険な空き家である特定空家等の除却支援事業を実施します。

今年度は新たに、若者や外国人などの移住定住を促すため、シェアハウスへの改修も補助対象としました。

詳細は、下記及び別紙のとおりです。

記

1ー① 囲シェアハウスへのリフォーム支援事業（詳細はチラシ1・2枚目参照）

- (1) 募集数：2件程度（先着順）
- (2) 対象者：空き家をシェアハウスに改修して運営する方
- (3) 補助金額：最大150万円（補助率1/2）

1ー② 空き家リフォーム支援事業（詳細はチラシ3・4枚目参照）

- (1) 募集数：10件程度（先着順）
- (2) 対象者：自己の居住のために空き家を購入した移住者、新婚若しくは子育て世帯
※空き家は、1年以上居住その他の使用がなされていないものに限る
- (3) 補助金額：最大150万円（補助率1/2）

2 空き家清掃支援事業（詳細はチラシ5・6枚目参照）

- (1) 募集数：5件程度（先着順）
- (2) 対象者：福島市空き家バンクに空き家を登録した所有者
- (3) 補助金額：最大10万円（補助率1/2）

※1、2の受付期間：令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）

3 特定空家等除却支援事業

- (1) 募集数：4件程度（申請多数の場合は危険度の高い状態の特定空家等から対象）
- (2) 対象者：状態の悪い危険な空き家の所有者（倒壊等の恐れがある空き家）
- (3) 補助金額：最大150万円（補助率4/5）

※3の事前相談期間：令和7年5月1日（木）～令和7年5月30日（金）

※相談を受けた空き家を現地確認し、市のガイドラインに基づき、特定空家等に該当するか判定します。

特定空家等に該当した場合のみ、申請受付を行います。

4 受付方法：都市計画課（土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

担当：都市計画課 空家・空地対策室
課長 齋藤、主任 野木
電話 024-573-2751（直通）

＼中古住宅（空き家）を所有している方／

令和7年度
新規事業

不動産を富動産へ！

シェアハウスとして

運営してみませんか

《対象となる条件》

次のすべてに該当

- ✓ 3室以上の
個室あり
- ✓ 半数が移住者

《対象経費》

所有する空き家の

リフォーム
費用

《補助金額》

最大

150万円

申請受付

令和7年5月1日(木)からスタート

お問い合わせ



福島市 都市計画課

空家・空地対策室

☎ 024-573-2751

福島市
ホームページ



福島市空き家リフォーム支援事業補助金のご紹介



補助の対象者（次の各号の全てに当てはまる方）

- (1) 空き家を所有する個人
- (2) シェアハウスとして運営する者
- (3) 市税に滞納のないこと
- (4) 暴力団やその関係者でないこと



補助の条件等

- (1) 戸建住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。）のうち、1年以上居住その他の使用がなされていない空き家であること
- (2) 3人以上が入居可能な個室が確保され、台所やリビングなど、共同利用できる共有スペースを持ち、入居者が半数以上、移住者であること
- (3) 本市に事務所もしくは事業所を有する法人または住所を有する個人事業主により実施するリフォームであること
- (4) 交付決定前にリフォームの契約を行っていないこと
- (5) 補助金の交付を受けた日からおおむね10年以上運営する意思があること
- (6) 他の補助制度の併用について、契約が別である場合、原則併用可能とするが、個別に協議すること



補助金の額

- (1) 補助率 2分の1（千円未満の端数は切り捨て）
- (2) 限度額 150万円（ただし、居室1室あたり、上限50万円）
※居室とは、建築基準法第2条第4号で示す、リビング、ダイニング、キッチン、寝室などをいいます。



補助の対象工事

- ① 基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕又は補強工事
- ② 間取りの変更等の模様替えを行う工事
- ③ バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消等）
- ④ 屋外修繕工事（バルコニー、雨樋等）
- ⑤ 屋内修繕工事（壁紙張替え、畳替え、内建具、トイレ、風呂等）
- ⑥ 設備改修（システムキッチン、洗面台、給湯器、トイレ等）
- ⑦ 給排水管の修繕工事
- ⑧ 屋根、外壁、天井、内壁、床、外建具等の断熱改修工事（その他、環境の負荷低減に配慮するなど住宅性能の向上に寄与する改修など）

※補助の対象外の工事については、別添手引きを参照

🏠 申請・問い合わせ先
福島市 都市計画課
空家・空地対策室
☎ 024-573-2751



募集件数

2件程度（先着順）

※予算額が上限に達しましたら、受付を終了します。



申請期間

令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）



事業完了期間

令和8年2月27日（金）



提出書類

- (1) 交付申請時
 - ① 交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 家屋の登記事項証明書（所有権移転後のもの）
 - ⑤ 見積書の写し（工事内容及び業者名がわかるもの）
 - ⑥ 位置図及び平面図
 - ⑦ 空き家の外観及びリフォーム予定箇所の写真
 - ⑧ 完納証明書（課税のない者は課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等）
 - ⑨ 空き家に関する報告書
 - ⑩ 交付申請に関する誓約書
 - ⑪ その他市長が必要と認める書類
（例）他の補助金の詳細が分かる資料 等
- (2) 実績報告時
 - ① 実績報告書
 - ② 収支決算書
 - ③ 請求書及び領収書の写し
 - ④ 契約書の写し
 - ⑤ リフォームの状況が分かる写真（施工中・完了）
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類

※交付申請及び実績報告時、申請者以外が手続きを行う場合は、「委任状」が必要となります。



その他

当該補助以外にも、福島市内で住宅の建築や改修をお考えの方に役立つ情報として、住宅に関する補助制度をまとめました。なお、各制度の詳細やご不明な点につきましては、各課のホームページや問い合わせなどでご確認ください。



物件購入者向け

中古住宅（空き家）を購入された方

今が
チャンス！

自分らしい 素敵な住まいに向けて...

空き家の

リフォーム応援します！

《対象となる方》

次のいずれかの方

- ✓ 子育て世帯
- ✓ 新婚世帯
- ✓ 移住者

《対象経費》

購入した空き家の

リフォーム
費用

《補助金額》

「空き家バンク」
登録物件なら最大

170万円

申請受付

令和7年5月1日(木)からスタート

お問い合わせ



福島市 都市計画課

空家・空地対策室

☎ 024-573-2751

福島市
空き家バンク



福島市
ホームページ



対象要件や申請の詳細は裏面をご覧ください。➡

福島市空き家リフォーム支援事業補助金のご紹介



補助の対象者（次の各号の全てに当てはまる方）

- (1) 空き家を購入した個人
- (2) 移住者、新婚世帯、子育て世帯のいずれかに該当すること
- (3) 市税に滞納のないこと
- (4) 暴力団やその関係者でないこと



補助の条件等

- (1) 戸建住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。)のうち、1年以上居住その他の使用がなされていない空き家であること
- (2) 本市に事務所もしくは事業所を有する法人または住所を有する個人事業主により実施するリフォームであること
- (3) 交付決定前にリフォームの契約を行っていないこと
- (4) 補助金の実績報告日において、購入した空き家に住民票を有すること
- (5) 補助金の交付を受けた日からおおむね10年以上居住する意思があること
- (6) 他の補助制度の併用について、契約が別である場合、原則併用可能とするが、個別に協議すること



補助金の額

- (1) 補助率 2分の1(千円未満の端数は切り捨て)
 - (2) 限度額 150万円
 - (3) 加算額 20万円
- ※加算については、リフォーム費用が300万円を超える場合、かつ福島市空き家バンクに登録された物件を購入した場合



補助の対象工事

- ① 基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕又は補強工事
- ② 間取りの変更等の模様替えを行う工事
- ③ バリアフリー改修工事(手すり設置、段差解消等)
- ④ 屋外修繕工事(バルコニー、雨樋等)
- ⑤ 屋内修繕工事(壁紙張替え、畳替え、内建具、トイレ、風呂等)
- ⑥ 設備改修(システムキッチン、洗面台、給湯器、トイレ等)
- ⑦ 給排水管の修繕工事
- ⑧ 屋根、外壁、天井、内壁、床、外建具等の断熱改修工事(その他、環境の負荷低減に配慮するなど住宅性能の向上に寄与する改修など)

※補助の対象外の工事については、別添手引きを参照



募集件数

10件程度（先着順）

※予算額が上限に達しましたら、受付を終了します。



申請期間

令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）



事業完了期間

令和8年2月27日（金）



提出書類

- (1) 交付申請時
 - ① 交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 家屋の登記事項証明書(所有権移転後のもの)
 - ⑤ 見積書の写し(工事内容及び業者名がわかるもの)
 - ⑥ 位置図及び平面図
 - ⑦ 空き家の外観及びリフォーム予定箇所の写真
 - ⑧ 完納証明書(課税のない者は課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等)
 - ⑨ 空き家に関する報告書
 - ⑩ 交付申請に関する誓約書
 - ⑪ その他市長が必要と認める書類
(例) 他の補助金の詳細が分かる資料 等
- (2) 実績報告時
 - ① 実績報告書
 - ② 収支決算書
 - ③ 請求書及び領収書の写し
 - ④ 契約書の写し
 - ⑤ リフォームの状況が分かる写真(施工中・完了)
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類

※交付申請及び実績報告時、申請者以外が手続きを行う場合は、「委任状」が必要となります。



その他

当該補助以外にも、福島市内で住宅の建築や改修をお考えの方に役立つ情報として、住宅に関する補助制度をまとめました。
なお、各制度の詳細やご不明な点につきましては、各課のホームページや問い合わせなどでご確認ください。



🏠 申請・問い合わせ先
福島市 都市計画課
空家・空地対策室
☎ 024-573-2751

物件所有者向け

物件の活用や処分にお困りの方

清掃費用の補助を使って



空き家バンクに登録

してみませんか

《対象となる方》

空き家バンクに
登録した物件の

所有者

《対象経費》

清掃費用

家財道具などの
処分費用

《補助金額》

最大

10万円

申請受付

令和7年5月1日(木)からスタート

お問い合わせ



福島市 都市計画課
空家・空地対策室



024-573-2751

福島市
空き家バンク



福島市
ホームページ



対象要件や申請の詳細は裏面をご覧ください。➡

福島市空き家清掃支援事業補助金のご紹介



補助の対象者（次の各号の全てに当てはまる方）

- (1)空き家を所有している個人
- (2)市税に滞納のないこと
- (3)暴力団やその関係者でないこと



補助の条件等

- (1)福島市空き家バンクに登録されている物件であること
- (2)本市に事務所もしくは事業所を有する法人または住所を有する個人事業主に依頼すること。また、家財道具の処分を行う場合、福島市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に依頼すること
- (3)交付決定前に清掃の契約を行っていないこと



【一般廃棄物収集運搬業者はこちらから】



補助金の額

- (1)補助率 2分の1(千円未満の端数は切り捨て)
- (2)限度額 10万円



補助の対象内容

- ① 空き家内の家財道具の処分
※家電リサイクル法対象家電製品を含みます。
- ② ハウスクリーニング
※居住部分以外(併用住宅の店舗部分、附属家、敷地内など)は含みません。



募集件数

5件程度（先着順）

※予算額が上限に達しましたら、受付を終了します。

🏠申請・問い合わせ先
福島市 都市計画課
空家・空地対策室
☎ 024-573-2751



申請期間

令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）



事業完了期間

令和8年2月27日（金）



提出書類

- (1)交付申請時
 - ①交付申請書
 - ②事業計画書
 - ③収支予算書
 - ④見積書の写し(工事内容及び業者名がわかるもの)
 - ⑤位置図及び平面図
 - ⑥空き家の外観及び清掃予定箇所の写真
 - ⑦完納証明書(課税のない者は課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等)
 - ⑧その他市長が必要と認める書類
(例)他の補助金の詳細が分かる資料 等
- (2)実績報告時
 - ①実績報告書
 - ②収支決算書
 - ③請求書及び領収書の写し
 - ④契約書の写し
 - ⑤清掃の状況が分かる写真(施工中・完了)
 - ⑥その他市長が必要と認める書類

※交付申請及び実績報告時、申請者以外が手続きを行う場合は、「委任状」が必要となります。



その他

当該補助以外にも、福島市内で住宅の建築や改修をお考えの方に役立つ情報として、住宅に関する補助制度をまとめました。なお、各制度の詳細やご不明な点につきましては、各課のホームページや問い合わせなどでご確認ください。

